

介護保険料一覧表

介護保険料は3年ごとに見直されます。
令和6年度からは、第9期（令和6～8年度）の介護保険料になりました。

高齢化に伴う介護費用の増加を見据え、所得に応じた保険料負担のしくみを強化し、低所得者の介護保険料上昇を抑制するため、保険料段階が細分化されました。

所得段階	対 象 者	算出方法	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.285	20,862円
	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	35,502円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えている方	基準額×0.685	50,142円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×0.9	65,880円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超えている方	基準額	73,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	87,840円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	95,160円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	109,800円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	124,440円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	139,080円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	153,720円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	168,360円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	175,680円

※第1段階から第5段階の「合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入に係る所得金額を差し引いた金額となります。

※第6段階以上の、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合にこれらの所得から10万円を控除する特例措置は、令和6年度から廃止となりました。第1段階から第5段階の方は引き続き10万円を控除します。